平成２１年（フ）第４４１号
群馬県高崎市下豊岡町1548番地１
債務者　茂木亜希子
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４４６号
埼玉県行田市大字持田2466番地19
債務者　山﨑　健一
１　決定年月日時　平成21年11月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１４４号
千葉県銚子市大橋町２番地の８
債務者　石橋　範子
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２２２号
千葉県東金市東上宿23番地12
債務者　脇田　隆広
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２３３号
千葉県山武市松尾町祝田115番地９
債務者　宇都木祐子
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第５９３号
神奈川県小田原市栢山2813番地、前住所神奈川県小田原市高田88番地　ファミール西原Ａ101号
債務者　今井　正偉
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６８５号
神奈川県厚木市三田564番地12、旧住所神奈川県厚木市田村町11番24―403号
債務者　今野　深雪
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６９１号
神奈川県平塚市東中原１丁目10番９号、前住所神奈川県平塚市東真土３丁目６番56号
債務者　長友　勝代
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６９２号
神奈川県平塚市東中原１丁目10番９号、前住所神奈川県平塚市東真土３丁目６番56号
債務者　長友　良彌
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７１７号
神奈川県厚木市水引２丁目１番10―404号、前住所神奈川県厚木市緑ヶ丘５丁目12番24号
債務者　名幸　妙子
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７２２号
神奈川県秦野市平沢514番地の８
債務者　山川　二夫
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７８４号
神奈川県小田原市堀之内112番地102号
債務者　金原　弘子
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７８６号
神奈川県小田原市鴨宮480番地　エスペラントハイム202号
債務者　大澤加世子
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７９９号
神奈川県平塚市松風町21番25―303号
債務者　鎌田由利子
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５８４号
新潟県五泉市三本木３丁目１番15号
債務者　五十嵐レイ子
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３６号
新潟市東区上木戸１丁目11番７号
債務者　豊島　淳子
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３８号
新潟市中央区沼垂東１丁目９番25号
債務者　木村　　顕
１　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
新潟地方裁判所民事部